

標 題：

パナマ籍 GMDSS 適用船に要求される
無線通信担当者の資格及び人数の
改正について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 237

Date: 平成9年12月18日

関係船主・造船所 各位

パナマ籍 GMDSS 適用船に要求される無線通信担当者の要件は、NK テクニカルインフォメーション No.169 (平成7年10月20日付)にてお知らせしております。

この程、同政府より GMDSS 適用船に対する同要件の改正について下記の通りの通知がありましたのでお知らせします。

- 記 -

パナマ籍 GMDSS 適用船に要求される資格及び人数

1. 海域 A1 を超えて航行する GMDSS 適用船で陸上保守が選択されている場合
- GOC を所持する航海士2名、又は GOC を所持する専任通信士1名
2. 海域 A1 を超えて航行する GMDSS 適用船で船上保守が選択されている場合
- 1st 又は 2nd class REC を所持する専任通信士1名及び GOC を所持する航海士1名、
又は、
- 専任通信士として任命されていない 1st 又は 2nd class REC 所持者1名及び GOC を所持する航海士2名

上記の GOC 及び REC はいずれもパナマ政府発行の資格証明書が要求されます。

以 上

お問い合わせ： 材料機装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。